平成１９年度第２回岐阜県入札監視委員会議事録

平成１９年１０月１６日（火）
県庁７階　７南－１会議室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

なし

【抽出事案に関する質疑応答】

１　公共　住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（砂防設備）通常砂防
（木曽川水系木曽谷　中津川市加子母東桑原地内）

Ｑ：この案件については、談合情報があり「入札制度運営調査委員会」により審査された結果、最低入札者と契約したとのことだが、契約するのが妥当と判断された理由は何か？
Ａ：「入札制度運営調査委員会」は非公表で行っている。運営調査委員会では、発注事務所から談合情報の経緯と調査結果について説明を受け、内容についての審議の結果、談合があったという事実は確認できなかったということで、委員の投票により契約するのが妥当との結果となった。これを受け、発注事務所の判断により最低入札者と契約を締結した。

Ｑ：この工事の指名業者数について、Ａ等級の業者が管内では基準である２０者に満たないことから不足分を管内Ｂ等級業者から選定したとのことだが、同種の工事では今回のＡ等級業者はいつも指名されるのか？また、Ｂ等級の指名業者は工事によって違ってくるのか？
Ａ：この地区のＡ等級工事であれば、管内Ａ等級業者はいつも指名されることになる。不足分のＢ等級業者の選定については、工事場所に近い地区の業者の中から選定しており、工事によって指名業者は違うことになる。今回についても、工事場所に近い地区の業者から選定した。

Ｑ：この場所の工事について、過去には談合情報はなかったか？
Ａ：平成１５年度から行っているが、過去にはなかった。

２　武義高管理棟機械設備工事（美濃市泉町地内）

Ｑ：低入札調査基準価格未満で契約する場合､専任の技術者を追加配置する必要があるとのことだが、この趣旨はどういうことか？
Ａ：工事の品質確保という面で、工事管理をよりしっかり行う必要があるとの趣旨である。

Ｑ：指名競争入札で辞退者が出るのは理解できるが、一般競争入札で参加を申し込んでおいて後になって辞退するというのは理解しがたい。どういった理由があるのか？
Ａ：辞退した業者に聴き取りをしたところ、別の公共工事を落札しており、この工事に配置する予定だった技術者を配置できなくなったという理由から辞退したとのことであった。

Ｑ：この工事のように、最低入札者が低入札調査基準価格未満であり、技術者の追加配置ができないことから契約に至らず、次順位の入札者と契約に至ったケースは今までにあったか？
Ａ：技術者の追加配置については、本年４月からの制度見直しの中で始めたものであり、これが初めての事例である。

３　復旧治山工事（高山市奥飛騨温泉郷平湯字長谷山地内）

Ｑ：辞退がこれだけ多かったというのはどういうことが原因だと考えているか？
Ａ：入札辞退が７者、入札書不着が１者ということであり、理由について辞退者それぞれに聴き取りを行ったところ、見積もり金額が予定価格を上回ったということであった。また、落札した業者から内訳明細書を取り寄せ、県の設計の内訳と突き合せをしたところ、見積もりの直接工事費が非常に高く、見積もりのほうが安かった仮設費と差し引きして、トータルで予定価格すれすれであり、かろうじて落札された状況であった。こういった状況が、辞退者が多くなった原因の一つと考えられる。
また、もう一つの理由として、これまで他の治山工事というのは、植栽工、法面工などといったものをセットで発注しており、スケールメリットが大きかったと思われるが、この工事は予算の都合上、土留工４個だけという小規模なものであり、スケールメリットが少なかったということも考えられる。

Ｑ：予定価格の算出が厳しかったということはないか？
Ａ：この工事については、幅２メートルくらいの作業道や２か所の簡易索道、また山腹崩壊に備えた防護柵といったもので仮設費を十分に見込んでおり、特に厳しいということはないと考えている。

Ｑ：これだけ公共工事が減って、飛騨地区は土木業者は仕事がなくなっているという状況で、辞退がこれだけ出るというのはどう考えても変だなという感じがする。
Ａ：この工事はかなり急峻な場所での小規模な工事であり、業者のほうからも、なかなか利潤が上がらない工事と見ているようである。これは、この地区の過去の工事における落札率が他の地区の工事と比べて非常に高いことからもそういえると思われる。もう少しスケールメリットが大きくなるようなものであれば何とか競争性が確保できるのではないかと我々も反省しており、今後は規模を大きくするなどスケールメリットを考えた発注を検討する必要がある。

委員：現在、建設資材の値段が上がっているが、大量に扱う大きな業者ほど安く仕入れることができ、小さい業者はどうしても高い値段で買わなければならない。３年間をかけて計画的に行われる工事であるので、全体を通して規模を大きくするなどして発注することも考えた方がいいのかもしれない。
公共工事が地元の業者を救うという別の目的も考えると、規模を大きくすることで、量販店が小規模店を凌駕していくように、逆に小さな業者を追い落としてしまうことにならないかという懸念もある。ある意味、命がけというか、誰も引き受けたがらない工事であるのにこの業者があえて引き受けてくれているというような公共性の強い工事であるといった印象があり、こういった工事は地元の業者にお願いするといったことでも仕方がない感じがする。

Ｑ：仮にこの工事でいうと、辞退者が９者で応札が１者であった場合は、その１者と契約することになるのか？
Ａ：指名競争入札の場合、開札後にいったん保留し、他に指名する業者が全くないというような状況であれば、そのまま契約することになる。他に指名する業者があれば、例えば違う地区から指名をするなどして、改めて入札することになる。一般競争入札の場合は、仮に１者の応札であったとしても有効であることとしている。

Ｑ：入札書不着とはどういうことなのか？
Ａ：（電子入札により）応札期間内に業者からの応札がなかったものであり、辞退とみなして取り扱っている。

４　県庁舎構内電話交換設備改修工事（岐阜市薮田南地内）

Ｑ：落札率が非常に低いが、要因は何か考えられるのか？
Ａ：主要な電話交換機製造メーカーが数社あり、今回の落札者は製造も工事も行っている製造メーカーの一つである。また、入札額が２番目、３番目の業者については、製造メーカーと提携関係にあり、電話交換機を安く調達できるということも聞いている。このような製造メーカー系列の業者は、工事費の多くを占める電話交換機等を安価に調達できると考えられる。

Ｑ：メーカー系列の業者は、設備を安く調達することができるからということで、かなり予定価格を下まわる価格になったということだが、こういった事例というのは多いのか？
Ａ：他の電気関係の工事についても、かなりそういった事例はある。これらが自社製品を使用しているかどうかということまではわからないが、、電気関係の工事では同様の事例が多いとは聞いている。

Ｑ：今回の事例では、電話交換設備と直流電源設備が設計価格の３０数％ということであるが、これであると利益が出ているのかどうか、ある意味からするとダンピングのような感じがしないでもない。そういうことになると、公正な競争という面からみてメーカー系列にあるところとないところで大きな差が出てくると思う。確かに安い価格でできるというのは県にとってはいいことだが、競争という観点から見てどうなのかなという感じもする。
Ａ：仮にダンピングということであれば、公正な入札でないということもでてくるが、逆に例えば製造メーカー系列だけで入札するとか、あるいはそういう者を除いて入札するといったことになると、非常に業者数が絞られてくることになり、どのようにすべきかというのは問題であると思う。いずれにしても、適正に工事を施工することについては問題ないと考えている。

Ｑ：ものを扱う工事の場合はものに依存する割合が多いので、どうしても低入札調査の対象になってしまうということが多いと思われる。製造メーカー系列業者も、そうでないところも対象にしている入札において、予定価格そのものは、どういう考え方で設定しているのか？
Ａ：汎用品のものであれば市場価格等を調査した単価表があるが、特殊なものについてはどういう価格帯なのか非常につかみにくいため、製造メーカー等から見積もりを取って価格を調査する。ただし、見積もり業者も、予定価格算出のための見積もりは高めの金額を提示しておいて、入札時には金額を落としてくることもあるため、基本的には３者から見積もりを取り、その中でいちばん低いものを一般市場価格としてとらえ、予定価格の算出に使用している。

委員：現状の低入札価格審査委員会での審査は、品質を確保できるかという視点で調査しており、ダンピングといえるような不当に低い価格を設定しているかどうかということは、今の審査システムではチェックできない。

５　公共河川総合開発事業（丹生川多目的ダム）　公共地方道路交付金事業(道路改築)
(仮称)折敷地トンネル本体工事（高山市丹生川町折敷地地内）

Ｑ：この案件では入札金額がいちばん低い業者が落札したが、総合評価落札方式では、入札額と評価値の順番が変わることがあるか？
Ａ：この案件では、評価値の順位が１位と２位の業者は入札額も同様の順位であるが、評価値が３位の業者は入札金額が最高価格であり、評価点によって順位が変わるといえる。
なお、９月までに総合評価落札方式を６０件余り実施し、そのうち価格と逆転して落札したものが５件あった。１割弱の案件で逆転があったという結果が出ている。

Ｑ：この工事では加算点が３０点ということであるが、岐阜県の総合評価方式の場合は標準点が１００に対して加算点が３０というのは決まっているのか？

Ａ：現在は、他県、国の状況等を見て３０点が適当ではないかと考え、試行している。特に現段階ではこの点数での試行で問題があるとは聞いていない。しかし、今後も総合評価落札方式を続けていく上で、他県あるいは国の動向等を見ながら、何点ぐらいが妥当なのかということを検討していく。

なお、技術提案型の場合は加算点は３０点、簡易型の場合は２０点、国土交通省が市町村に示している特別簡易型の場合は１０点といった形で、現在は試行している。

Ｑ：この案件に対して入札参加を申し込んできた業者が６者であるが、大体これくらいの業者数になるのか？

Ａ：県内で２０者程度は今回の条件に合う会社があるだろうと予測したが、実際の参加が６者であった。ただし、この案件は２者又は３者のＪＶ（共同企業体）による参加としており、ＪＶの組み方により状況が変わるため、２０者というのは不確定なところもある。他の案件の参加者数については、これより多い感じである。

６　公共水質改善下水道事業　水処理施設（２－１系）導水渠土木工事（各務原市前渡西町地内）

Ｑ：各務原市内の業者で約３０者のＣ等級の業者から１０者を選んだとのことだが、どのように選んだのか？

Ａ：岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領等により、１０名以上の選定とした。通常、１０者以上という場合は大体１０者を選定している。今回の場合は、総合評点の高い順から、法面業者など今回の工事に関係していない業者を除き、次に複数の技術者がいること、あるいは指名実績があるという点等を考慮して選定した。

Ｑ：指名実績を考慮するとの説明は、これまでの指名実績が少ないところを優先するということか？

Ａ：過去の信用という意味合いもあり、今回は指名実績があることを重視して選定した。

Ｑ：Ｃ等級の業者が指名される工事というのは、常にこの３０者が対象になってくることになるが、３０者あるところで１０者しか指名しない場合､そこで指名実績を重視するということであれば、指名されないところはいつまでも指名されないということにならないか？

Ａ：今回についてはこのような基準で選定させていただいた。ただし、工事によっては実績のないところであっても選定する場合もある。